

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域について

1 洪水浸水想定区域の指定について

京都府は、改正された水防法（H27.7）に基づき、洪水浸水想定区域図を公表しました。（令和元年5月30日）

その基準とは以下のように示されています。（京都府HPより抜粋）

- 洪水浸水区域は、公表時点の対象河川の河道状況等を勘案して、想定最大規模降雨（※）に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションした予測である。
- なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮、内水による氾濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際と異なる場合がある。
- 公表の前提となる降雨：流域全体の2時間ピーク雨量190mm。

（※）想定最大規模降雨とは、1000年に1回程度起こりうる大雨より大きい降雨。

2 土砂災害警戒区域の指定について

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害防止法（正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（H13.4.1））に基づき、制定されたものです。

区域は2つに区分されており、概要は下表に示すものです。（国交省HPより抜粋）

| 区分 | 性格 | 対応 |
|------------|---|--|
| 土砂災害警戒区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○通称「イエローゾーン」 ○土砂災害のおそれのある区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供、警戒避難体制の整備 |
| 土砂災害特別警戒区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○通称「レッドゾーン」 ○建築物の損壊が生じ、住宅等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがある地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○特定開発行為の許可制（住宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為） ○建築物の構造規制 ○建築物の移転等の勧告 |

今回の計画では、整備候補地「D」が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されています。

山城南土木事務所のデータによると、役場周辺では最大で1m未満の土砂の堆積が想定されるとなっており、建物の損壊は想定されていません。